

筑紫野市 介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定にかかる留意点

- (1) 県に提出した写しでもよいとしている書類においても、県提出後に変更が生じた内容があれば変更したものを提出してください。
- (2) 定款等において、「介護予防通所（訪問）介護事業」等の表記を、総合事業を実施することの表記に変更してください。
- 表記変更例①「介護保険法に規定する介護予防・日常生活支援総合事業における通所（訪問）型サービス」
- 表記変更例②「通所（訪問）型サービス」
- 表記変更例③「介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業」
- (3) 重要事項説明書や利用料金表等に利用対象者を表示する場合、「事業対象者」を追加してください。
- (4) 1単位あたりの単価（地域単価）は、下表の通り利用料金表等への表記をお願いします。

サービス名称	筑紫野市の地域単価（7級地）
訪問型サービス	1単位 10.21円
通所型サービス	1単位 10.14円

- (5) 苦情相談等の窓口において、当市の窓口は次のように間違いなく表記してください。
- 「筑紫野市役所 高齢者支援課 電話 092-923-1111（代表）」
- FAXを記載する場合は「FAX 092-920-1786（直通）」
- 受付時間を記載する場合は「8時30分から17時まで」
- (6) 指定の有効期間は、総合事業と一体的に運営する本体事業所（指定訪問介護、指定通所介護または指定地域密着型通所介護）の指定有効期間に合わせます。したがって、今後は本体事業所の指定更新の際に、筑紫野市の総合事業の指定更新を併せて行ってください。
- ※指定有効期間は指定通知書にてご確認ください。

<問い合わせ先>

〒818-8686 筑紫野市石崎1-1-1
筑紫野市 健康福祉部 高齢者支援課 介護保険担当
電話 092-923-1111 内線 453、454、455、456
メール kourei@city.chikushino.fukuoka.jp